

生野区きずなネット個別計画検討会議開催要綱

(目的)

第1条 災害時の避難行動に支援を要する方々（避難行動要支援者）への支援体制の構築に向けて、日常の見守り活動を通じた避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングの検討や連絡調整等を行う生野区きずなネット個別計画検討会議（以下「検討会議」という）を開催する。

(組織)

第2条 検討会議は、区役所、関係機関の担当者及び地域代表者で組織する。

(守秘義務)

第3条 構成員は、正当な理由なく、検討会議で知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

(事務局)

第4条 検討会議に係る庶務は、生野区役所 地域まちづくり課において処理する。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の開催に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則 この要綱は、平成27年12月 7日から施行する。